

○国立大学法人筑波技術大学非常勤講師の選考に関する細則

平成23年 1月26日
細 則 第 4 号

最終改正 令和8年3月12日細則第4号

国立大学法人筑波技術大学非常勤講師の選考に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人筑波技術大学教員選考基準規程（平成23年規程第54号）第10条の規定に基づき、本学の授業科目を担当する非常勤講師の選考に関する取扱いを定めるものとする。

(選考基準)

第2条 非常勤講師の選考基準は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 大学の助教以上の職にある者又はそれと同等以上の学識及び教育経験のある者
- (2) 本学の教育職員の定年年齢を超えない者(ただし、特別な理由がある場合は除く。)

(選考書類)

第3条 学科、コース、専攻又は障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部において非常勤講師の任用を希望するときは、学科長、コース長又は障害者高等教育研究支援センター障害者基礎教育研究部長は、候補者の履歴書及び業績目録等を添付のうえ、別記様式の非常勤講師任用依頼書を産業技術学部長、保健科学部長、共生社会創成学部長、大学院技術科学研究科長又は障害者高等教育研究支援センター長(以下「学部長等」という。)に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専任講師以上の職にある候補者は、業績目録の添付を省略することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、既に本学の非常勤講師として任用している者を継続して任用する場合には、履歴書(履歴事項に変更があった場合を除く。)及び業績目録等の添付を省略することができる。

(発議)

第4条 学部長等は、当該教授会、運営会議又は大学院運営委員会の審議を経て、学長へ発議するものとする。

(選考)

第5条 学長は、教育研究評議会の議を経て、非常勤講師の選考を行うものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、非常勤講師の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この細則は、平成23年1月26日から施行する。

2 国立大学法人筑波技術大学非常勤講師の任用に関する取扱いについて(平成17年制定)は廃止する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和8年4月1日から施行する。

学科等 _____

(学科長・専攻長・部長) _____ 印

整理番号	ふりがな氏名 (生年月日)	新規 継続 の別	任用期間	担当科目等					選考基準	非常勤講師予定者の現職・現住所			世話人 職名 氏名
				科目名	学期	単位数	曜時限	時間数		大学・学部等 の名称・住所	職名	現住所	
	()	新規 継続	科目番号							〒 〒	TEL	
	()	新規 継続	科目番号							〒 〒	TEL	
	()	新規 継続	科目番号							〒 〒	TEL	
	()	新規 継続	科目番号							〒 〒	TEL	
	()	新規 継続	科目番号							〒 〒	TEL	

学部長等確認欄	
---------	--

備考Ⅰ 学期欄は、非常勤講師が担当する学期を示す。

Ⅱ 選考基準欄の番号は、次の基準を示す。

1. 大学の助教以上の職にある者 2. 1と同等以上の学識及び教育経験のある者 3. 学年の末日の年齢が満65歳を超える者で特別な理由がある者